

## 引取業者登録申請 書類一覧

No.	提出書類
1	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）
2	申請者を確認できる書類（いずれも発行日から3か月以内であること。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が個人である場合は、<b>住民票の写し（本籍記載のあるもの</b>。外国人にあっては<b>国籍等記載のあるもの</b>とする。以下同じ。）</li> <li>・申請者が法人である場合は、<b>登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</b></li> <li>・申請者が未成年者である場合は、法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、<b>登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</b>）</li> </ul>
3	次に掲げるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法（残存フロン類の確認方法）を記載した書類</li> <li>・使用済自動車の構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を示した書類（例えば、<u>自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し等、業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等</u>）</li> </ul>
4	申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法に定める欠格要件に該当しないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する旨の書類（<b>誓約書（引取業者用）</b>）</li> </ul>
5	事業所付近の見取図（地図）

※申請に必要な部数は**2部(提出用、控用)**ですが、控用の証明書類等はコピーでも結構です。

※申請は、日時の予約後、廃棄物対策課窓口へ直接提出してください。

※住民票、登記事項証明書については、交付から3か月以内のものを添付してください。